

会 議 等 結 果 報 告 書

会 議 区 分	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">会 議</div> ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	7 1 8
		決裁期日	平成 1 9 年 3 月 7 日
名 称	平成 1 8 年度第 1 回景観づくり推進会議		
日 時	平成 1 9 年 3 月 7 日 (水) 1 3 時 5 5 分 ~ 1 5 時 0 0 分		
場 所	2 階審議室		
出 席 者	尾岸町長 委 員 穂吉委員、小玉委員、黄田委員、菅野委員 事 務 局 建設水道課 早川課長、新井主幹、辻主査		
内 容	今回は「景観づくり推進会議」設置後、初の会議だったため、冒頭町長より各委員に辞令書を交付。引き続き町長より、各委員に対して、「景観づくり条例に魂を入れ、実効性のあるものにするためご尽力願う」旨のあいさつ。		
	会長及び副会長の選任に入り、互選により次のように決定。		
	会長 穂吉委員 副会長 小玉委員		
	会長及び副会長決定後、穂吉会長から「役割の重大さを認識しつつ、実のある会議になるよう努める。小玉副会長をはじめ、委員各位のご協力を願う」旨の就任あいさつの後、穂吉会長の議長により会議が進行された。		
	事務局より「景観づくり推進会議」の委員構成及び会議日程 4 の「景観行政に係る経過と今後の予定」について、別紙により説明し、その後、この会議の位置付けや今後の取り組み等について議論を行った。		
	《穂吉会長》 今後、景観づくりを進めて行くうえで、どのような場面でこの推進会議が関わっていくのか、どのような取り組みが想定されるのか伺いたい。		
	《事 務 局》 景観づくり基本計画、公共事業景観づくり指針案へ提言、景観づくり重点地区の指定に関する審議が当面のものとしてある。また、行為制限を設けた場合の審査も想定しており、それについては審査を行うための判断基準が必要となり、そのための研究機会を設ける予定。		
	《黄田委員》 建築物等の行為制限を設けた場合、会議で扱う範囲はどの程度か		
	《事 務 局》 一定基準を定め、それ以上の行為について審査することを想定しているが、基準は今後審議の中で決定される。しかし、全てを画一的に線引きするのではなく、景観への影響の大きさなどを考慮しながら、扱う範囲を決めて行くこととなる。		
	今月中に第 2 回景観づくり推進会議を開催し、景観づくり基本計画、公共事業景観づくり指針の内容について審議することを確認し審議を終了。		